

岩木川・平川で悪質な2件の不法投棄を発見  
～警察署と合同で状況確認を実施～

11月15日(木)、①青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内の平川右岸1.3k(「藤崎橋」下流側)及び②弘前市大字大川字上桜川地内の岩木川右岸45.2kにおいて、廃タイヤ等の不法投棄を巡回中の河川巡視員が発見しました。

青森河川国道事務所では弘前警察署に通報し、本日14時30分から警察署と合同で状況確認を行いました。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

1. 発見日時
  - ①平成30年11月15日(木) 10時30分頃
  - ②平成30年11月15日(木) 11時00分頃
2. 発見場所
  - ①青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内  
…平川右岸1.3k(「藤崎橋」下流側)
  - ②弘前市大字大川字上桜川地内…岩木川右岸45.2k
3. 投棄状況
 

廃タイヤ 8本、ホイールキャップ 2枚、給油ポンプ 2本 他
4. 措置状況
 

弘前警察署と①本日11月15日(木)14時30分から合同で状況確認。  
②本日11月15日(木)14時45分から合同で状況確認。  
※現地には警告看板を設置。
5. その他
 

直近の当局巡視(①11月13日(火)・②11月9日(金))においては異常は確認されておりません。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金  
(法人等の場合は3億円以下の罰金)

※発表記者会 : 青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

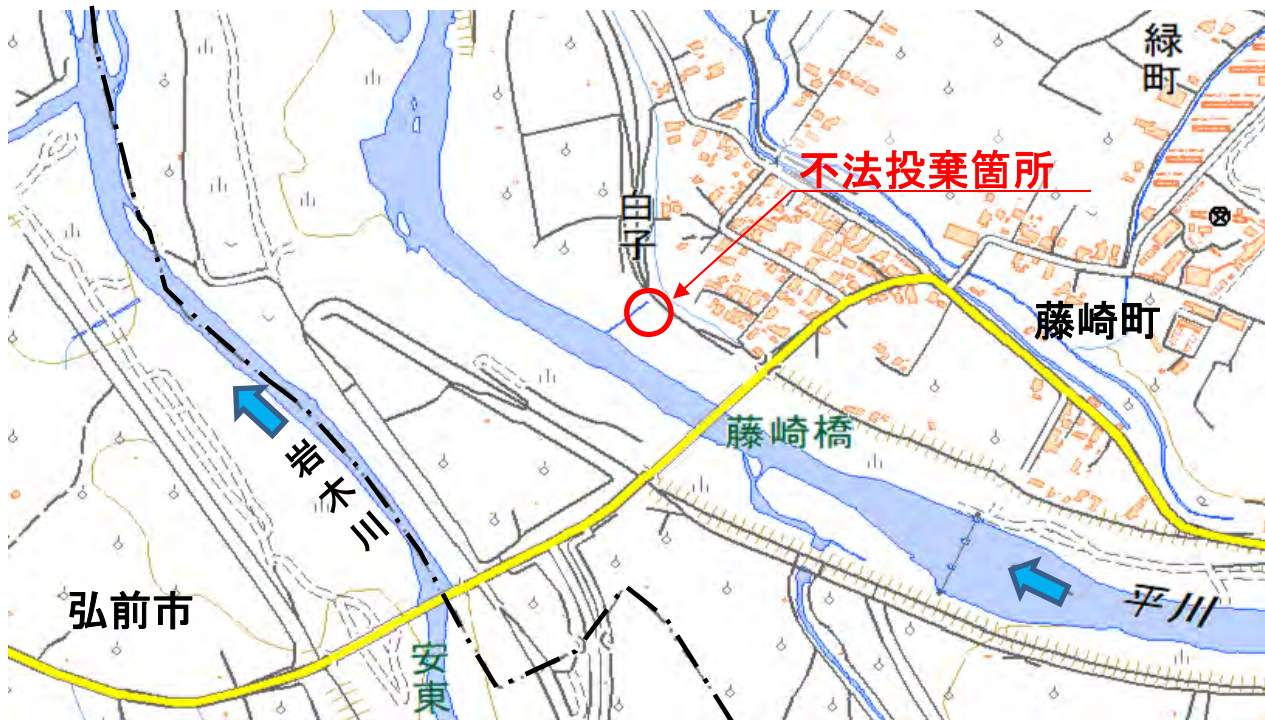
河川管理課長 工藤 尚武

TEL017-734-4590(直通)

090-3123-8603(携帯)

# 不法投棄現場 位置図

①青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内  
(平川 右岸 1.3k 「藤崎橋」 下流側)



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 30東複、第23号)』

## 藤崎町



# 不法投棄現場 位置図

②弘前市大字大川字上桜川地内  
(岩木川 右岸 45. 2k)



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 30東複、第23号)』

## 弘前市

